

定 款

一般社団法人 大阪精神保健福祉士協会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人大阪精神保健福祉士協会と称し、略称を「大阪 PSW 協会」とする。

2 当法人の英語による表記は「Osaka Association of Psychiatric Social Workers」と称し、略称を「OAPSW」とする。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、精神保健福祉士の資質及び社会的地位の向上を図るための普及啓発等の事業を行うとともに、精神障がい者の社会的復権と福祉の増進のための専門的・社会的活動を進めることにより、大阪府民の精神的健康の向上及び精神保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的として活動を行う。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精神障がい者等の精神保健福祉の援助を必要とする大阪府民の生活と権利の擁護に関する事業
- (2) 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (3) 精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (4) 精神保健福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
- (5) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究に関する事業
- (6) 社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等との連携に関する事業
- (7) 精神医療・保健・福祉・労働・教育等の領域において所属する機関及び団体並びにそのサービスの機能や質の向上、並びにその評価に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員と準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 精神保健福祉士法（以下「精保士法」という。）第28条の規定により精神保健福祉士として現に登録されている者であり、当法人の目的に賛同して入会した者

(2) 準会員 当法人の目的に賛同する者であって、次に該当する者

ア 精神科領域の現場で、精神障がい者の相談援助の業務に携わる者

イ 精神科関連領域の現場で、精神障がい者の相談援助の業務に携わる者

ウ 大学等の機関で、精神障がい者福祉に関する研究、教育の職にある者

(1)(2)を合わせて構成員とする。

(3) 賛助会員 当法人の行う事業に賛同し入会した個人又は団体

(4) 名誉会員 当法人に功労のあった者

(入会)

第7条 構成員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 構成員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、構成員の氏名及び住所を記載した「構成員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「構成員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の構成員に対する通知又は催告は、「構成員名簿」に記載した住所又は構成員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、苦情を申立てられ、または理事会等で会員としての身分について審議中の者については理事会の承認を得なければ退会することができない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は所属団体が消滅したとき
- (4) 精保士法第32条第1項又は第2項、第33条により、精神保健福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき
- (5) 総構成員が同意したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。構成員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、構成員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、構成員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬等の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位に従い副会長がこれを招集する。ただし、すべての構成員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、構成員に対して書面で招集通知を発するものとする。
- 3 総構成員の議決権の5分の1以上の議決権を有する構成員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席構成員の中から選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総構成員の議決権の過半数を有する構成員が出席し、出席した構成員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総構成員の半数以上であって、総構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために必要な特定財産の処分

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該構成員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は構成員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が構成員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、構成員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び当該社員総会において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印して、社員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、6名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって構成員の中から選任する。ただし理事のうち2名以内及び監事のうち1名は社員総会の決議を経て、構成員以外の学識経験者等から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事の中からそれぞれ理事会において理事の過半数をもって選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常任理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総構成員の半数以上であって、総構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

- 2 役員には職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関連し必要な事項は、社員総会の決議を経て、理事会で別に定める。

(取引制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない
 - 3 前2項の取扱いについては、第43条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除)

第33条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第33条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長に事故等による支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副会長がこれに代わるものとする。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、当該理事会において、出席理事の中から選出する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項にかかわらず、会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長（会長に事故等による支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、理事会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 常任理事会

(構成)

第44条 当法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

(権限)

第45条 常任理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 理事会から委任された事項の決定
- (2) 緊急に処理すべき事項の決定

(開催及び招集)

第46条 常任理事会は、次の場合開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 常任理事の3分の1以上から招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を常任理事会の日とする常任理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした常任理事が招集したとき

(議長)

第47条 常任理事会の議長は、当該常任理事会において、出席常任理事の中から選出する。

(決議)

第48条 常任理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第49条 常任理事が、常任理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる常任理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の常任理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第50条 常任理事が、常任理事の全員に対し、常任理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を常任理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第51条 常任理事会の議事については、議事録を作成し、出席した会長（会長に事故等による支障があるときは出席常任理事）がこれに署名又は記名押印し、常任理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(常任理事会規則)

第52条 常任理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、常任理事会において定める常任理事会規則による。

第7章 計 算

(事業年度)

第53条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第54条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第55条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を、社員総会の日から主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、構成員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動報告の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第56条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、社員総会において、総構成員の半数以上であって、総構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第58条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総構成員の半数以上であって、総構成員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第59条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第60条 当法人に、若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

第61条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第10章 事務局

(設置等)

第62条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員（事務局員）を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第63条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第64条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第65条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第66条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは構成員又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第67条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第68条 当法人の設立時役員は、以下のとおりとする。

設立時理事 平 則男
設立時理事 上田尋子
設立時理事 上田幸輝
設立時理事 小野史絵
設立時理事 黄瀬さおり
設立時理事 金 文美
設立時理事 島田泰輔
設立時理事 鈴木和雄
設立時理事 竹原紀夫
設立時理事 富澤宏輔
設立時理事 中西 亮
設立時理事 萩原敦子
設立時理事 松山 剛
設立時理事 村岡祐里子
設立時理事 村上貴栄
設立時理事 山本伸子
設立時理事 米坂直美
設立時理事 渡邊孝弘
設立時代表理事 平 則男
設立時監事 魚崎洋子

(設立時社員の氏名及び住所)

第69条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりである。

設立時社員 平 則男
設立時社員 上田尋子
設立時社員 上田幸輝
設立時社員 小野史絵

設立時社員 黄瀬さおり
設立時社員 金 文美
設立時社員 島田泰輔
設立時社員 鈴木和雄
設立時社員 竹原紀夫
設立時社員 富澤宏輔
設立時社員 中西 亮
設立時社員 萩原敦子
設立時社員 松山 剛
設立時社員 村岡祐里子
設立時社員 村上貴栄
設立時社員 山本伸子
設立時社員 米坂直美
設立時社員 渡邊孝弘

(法令の準拠)

第70条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。